

A yellow scroll graphic with a black outline and a small circular tab at the top right. The text is centered on the scroll.

# 麻生ラグビースクール 入校のしおり

**2023年6月改訂版**

**麻生ラグビースクール運営事務局**

## A. スクールの紹介

1. スクールの正式名称： 「麻生（あさお）ラグビースクール」です。
2. 設立：1979年4月 初代福山 博寿校長によって設立されました。  
歴代校長名は、以下の通りです。（敬称略）  
初 代：福山博寿、第2代：濱野吉生、第3代：安斉恵治、第4代：木坂光宏  
第5代：森山邦雄、第6代：平松資昭、第7代：藤田良隆、第8代：佐藤 豊  
第9代：吉村秀清、第10代：三浦幸宏、第11代：杉浦輝明、第12代：古田 十（現在）
3. スクール運営：校長をはじめとする専任コーチ、スクール生、ご父母が三位一体で運営。また、コーチ陣は、全員ボランティアで活動しています。
4. スクールの活動目的：  
ラグビーフットボールを通じて、心身共に健全な青少年の育成を活動目的とします。  
また、練習・合宿・試合など集団活動の中で仲間との連帯感を育て、「次代を背負う若者づくり」を目指します。
5. スクール運営責任者と連絡先  
校長 : 古田 十 090-1438-6613  
DAGS 校長 : 小坂 頼史 (中学部) 090-8685-6864 神奈川 DAGS RS  
副校長 : 米元 勇一郎 (小学部スキル) 090-4546-2243  
副校長 : 岸田 望 (小学部ミニ) 090-7799-9850  
副校長 : 菅田 光平 (小学部ミルキ) 090-2252-7012  
保険関係 : 河合 淳一 090-7265-7982

チームドクター（小・中学校）：川口 文夫（問い合わせ先：後述 P5 参照）

6. 学年担当チーフコーチ／サブコーチ／コーチ 下線：スキル担当  
中学生：小坂 頼史／湊 洋二／三沢、向野、細谷  
6年生：夏川 純一／寶達 / 清水賢、大坪、萩原、伊藤、三浦幸、米元、濱田  
5年生：岸田 望 / 鈴木邦／古田、加賀、田口幸、福原、山田、吉田、莊司、境  
4年生：原田 惇平／山本 / 田中、清水商、重住、飯田、高橋、有吉  
3年生：増田 泰之／千田／山崎高、小松、佐藤満、小山田、西岡、小園、山崎裕、鈴木浩、池内、松浦  
2年生：吾妻 正浩／河治／山上、村山、吉野、ブラウン、三浦将、田口学、奈良坂、西村、小作、河合  
1年生：種本 直人／廣瀬 / 土屋、城所、小山、外岡、曾我、斎藤、菅田  
幼稚園：仁和 佑輔／竹淵 / 牧野、佐藤豊、永谷、川原、村松

在籍スクール生数／専任コーチ数

- ・生徒：中学生（神奈川DAGS所属）39名・小学生・幼稚園127名合計：166名
- ・専任コーチ：67名（中学5名を除く）

## 7. 練習日時／練習場所

練習日時：毎週日曜日、9～11時か15～18時等、グラウンドにより変わります。  
毎月第2、4土曜日に基礎練習を行う。

練習場所：メイン練習場：日大稲城グラウンド

多摩川緑地公園（矢野口）、若葉台多目的広場、稲城長峰グランド、同芝生広場  
その他：ふるさと公園（夏場幼稚園が利用）、日体大健志台等

練習時間、練習場所は、各学年チーフコーチより定期的に連絡がありますので、その連絡に従ってください。

## 8. 年間活動状況（例年の概要）

- 4月：新年度練習開始 総会、保護者会、懇親会  
日大ラグビーフェスティバル（近年はなし）
- 5月：リコーカップ、キヤノンカップ、春季交流大会他
- 6月：運動会&リサイタル お菓子・リサイタル：4年保護者主体
- 7月：夏合宿7月第2週（3泊4日菅平高原にて原則3年生以上参加）  
担当：5年生父母主体、6,4,3年父母協力、ミ合宿（昨年度は2/25,26）
- 9月：神奈川県ミニラグビーフットボール大会参加3年生以上  
～ 多摩市民大会、秋季交流大会、5,6年生ミ合宿（2/25,26）
- 11月 幼稚園～2年生は各種ミキ大会に参加、大和キングカップ、ヒーローズカップ（6年生対象）
- 12月：神奈川県ラグビーフットボール協会主催運動会兼表彰式  
会場：大和市陸上競技場未定 全学年参加、アベリアカップ（等々力競技場）  
各学年県大会反省会兼納会（主催：各学年保護者）
- 1月：餅つき大会（昨年度2/26）場所：黒川青少年野外活動センター 6年生保護者主体  
～ 第13回神奈川県ミニラグビーフットボールカップ（6年生）、6年生大阪遠征（3/4,5）
- 3月：卒業式：グラウンド（3/ ）5年生保護者、新百合21（3/ ）6年生保護者主体  
各行事に関しましては、事前に各学年チーフコーチより連絡がありますので、その内容にしたがって頂くこととなります。

## B. 当スクールへの「入校」にあたって

### 1. 入校資格

原則として、川崎市麻生区近郊に居住する幼児より6年生までとする。  
また、男子のみならず、女子の参加も大歓迎です。

### 2. 入校申し込み手順

- 1) 見学・体験される方は事前に麻生RSのHPより「体験入校申込書」を出力して必要事項を記入して当日、練習会場で担当学年のチーフコーチに提出していただきます。
- 2) 入校希望の方には、チーフコーチより「入校の案内」と別紙資料「スポーツ安全保険について」・「個人情報の取り扱いについて」をお渡しいたします。  
「入校申込書・健康調査書」及び「麻生ラグビースクール運営規則及び細則」と入校のしおり」は麻生RSのHPからダウンロードできます。  
正式入校に際しましては、運営規則及び細則の内容を十分にご理解の上、お申し込み下さいますよう、お願い申し上げます。
- 3) 正式入校を希望される方は次回練習時にチーフコーチへ必要書類①②③を提出する。  
事前に麻生RSのHPから①入校申込書と②健康調査書をダウンロードし、医療機関にて健康診断を受けて③健康診断書を取得して下さい。健康診断書に代えて学校の健康書でも可能です。
- 4) 安全確保の観点から、別途 ④「スポーツ安全保険」にご加入いただきます。  
年度の途中での入校の場合、保険ご加入の手続きは、入校申込書をチーフコーチに提出して頂くと、保険担当者がWebにて追加加入手続きします。

#### 5) ジャージ、ソックス等の申し込み

スクール指定のジャージ、パンツ、ソックスやヘッドギアの用具販売はすべてシンコースポーツに委託していますので、麻生RSのHP又は下記のWebサイトで確認の上、直接購入をお願いします。なお、購入に際しましては、

- ①担当学年チーフコーチから背番号を何番とするか指示を受けてください。
- ②名前のプリントに際し名前(ローマ字/ひらがな)の確認を必ずお願いします。
- ③ジャージ等のサイズ指定は、申込時にシンコースポーツへ確認してください。
- ④シンコースポーツから用具の発送に際しての送料及び郵便振替等の費用は、自己負担でお願いします。
- ⑤代金の精算は、商品受け取り後、3日以内をお願いします。

注) 半袖ジャージはリバーシブルタイプで柿色が背番号とイニシャル

(ローマ字 : T. ASAO)、裏は赤紺横縞で名前(ひらがな)が表記されます。

シンコースポーツ連絡先 (有)シンコー 鈴木 寿久

〒241-0014 神奈川県横浜市旭区市沢町58 カサグランデ105

TEL/FAX : 045-872-4927 email : info@shinko-sports.co.jp

Web Site: <https://www.shinko-rugby.sakura.ne.jp/sports>

お申込みに際しては、申込書をメールかFAXでシンコースポーツから受領し必要事項を記載して上記のFAXまたは、メールで直接お申込みください。尚、Web Site上からのお申込みに際しては、シンコースポーツにご確認の上お申し込みください。

麻生RSのホームページにも申込書がありますのでダウンロードできます。

#### 6) 入校金、校費

金融機関より当スクール指定の下記口座へお支払いください。

入校金 : 1,000円(兄弟がいる場合は後から入校する子供は免除します。)

校費 : 1,800円/月、年間21,600円

校費に関しては、原則1年間分を一括にて4月末までに全納願います。

尚、途中入校の場合、入校月の翌月分から翌3月分までをお支払い願います。

(6月入校の場合は、7月分から翌3月までを7/10までに)

ただし、途中退校した場合は、退校の翌月分以降の校費から**スポーツ安全保険とJRFU登録費用及び振込手数料を差し引いた金額**をご指定頂いた指定口座に返金します。

**退校される場合は**チーフコーチ宛にメール等にて①退校理由と②退校日及び

③校費返金先の金融機関名・口座番号・口座名義人名を連絡して下さい。

校費等は、ボール、用具等の備品購入、保険・JRFU登録関係の経費に充当されます。

- #### 7) 合宿費(3~6年生対象)やミニ合宿(6年対象)及び八ヶ岳研修兼ミニ合宿等は参加者に対して別途費用を徴収いたします。詳しくは、チーフコーチから連絡します。また3年生や合宿初参加者を対象に合宿前に合宿説明会を開催します。

#### 8) 入校のしおり

麻生RSホームページの「入校案内」の「入校のしおり」からダウンロードできます。日大グラウンドの駐車方法や他のグラウンド案内及び校費等の振込方法をご確認下さい。

### 3. 入校金、校費等の支払い方法

下記の横浜銀行新百合ヶ丘支店へお支払い願います。  
送金に際しては、横浜銀行の振込用紙をご使用ください。  
尚、電信振替も可能です。

振込先：横浜銀行 新百合ヶ丘支店
店番：830 口座番号（右詰めで） 普通 6181467
口座名：社)麻生ラグビースクール      フリガナ：(社)アサオラグビースクール

振込用紙には、以下の要領で必ず「依頼人名か通信欄」に必要事項をご記入願います。  
「校費等の支払の場合」の通信欄（2023年6月入校の場合）

- 依頼者名：生徒名＋学年＋入校費と校費9か月
- 内訳：入校金1,000円＋校費16,200円（7月から3月まで）

- ・ご依頼人は保護者様のお名前をご記入いただき、通信欄にお子様の学年と氏名、何月から何月（又は1年分）の校費、または合宿費等を必ずご記入ください。特に電信振替の場合は住所非通知でも、**送金人に必要事項を入力**してください。
- ・ATM振込する場合、振込依頼人（生徒名）の後に学年と校費を入力して下さい。  
（例）「アサオタロウ イチネン コウヒ」
- ・ご兄弟姉妹で在籍の場合は一つの用紙（一度のATM手続き）で振り込んでいただいて構いませんが、上記内容を明確に記入（入力）してください。

校費・合宿費を含め、横浜銀行振替送金の控えは、年度終了まで必ず保管ください。会計から送金を確認された場合は、控えを必ずご提示ください。

また、全ての費用は、前払いが原則です。よろしくご協力ください。

校費、合宿費等のお支払いに関する詳細は、チーフコーチか当年度会計入金担当者（5年生保護者）にご確認ください。

### 4. 入校申し込みの確認

以下の事項を再度ご確認ください。

- ①入校申込書の提出
- ②健康調査書の提出
- ③健康診断書（医療機関又は学校実施の健康診断結果表）の提出
- ④入校金・校費の払込と控えの保管
- ⑤シンコースポーツへのユニフォーム等の発注/受領及び費用支払い

※健康調査書は、生徒の指導上参考とさせていただきます。

また、プライバシーの保護には十分注意を払っております。

※健康診断書は掛かりつけの病院などでラグビーをする上で必要最低限の内容について健康診断を受診してください。

尚、「栗木台かわぐちクリニック」において、川口チームドクターによる健診やラグビーに関する相談も気軽にできますのでご利用ください。

住所：麻生区栗木台1-2-3      電話：044-980-1516

Eメール：<https://www.kawaguchi-cl.com>

## 5. 練習等への参加について

### ①服装等

練習時には、以下のウエア等をご用意ください。

Tシャツ、ジャージ、パンツ、ストッキング、ヘッドギア等

通常の練習時は、運動の出来る服装であれば何を着ていただいても結構です。

ただし、試合等への参加は、ご購入いただいたユニフォームを着用して頂きます。

また、冬季用のウインドブレーカーや夏季のTシャツ等も適宜使用願います。

特に、**ヘッドギアは、頭部保護のために毎回練習時に使用いたしますので、**

入校と同時にシンコースポーツで購入願います。

ヘッドギアに関して、日本協会の規定で原則WRBマークの付いたものとして

いますが、当スクールでは、WRBマークのないものの、「厚さ1cm以下、

密度45kg/m<sup>3</sup>」の規定を満たし、安全強度のあるスクール名入りヘッドギアをシンコースポーツにて提供しています。

ただし、中学ではWRBマークのある物を使用するため買い替えが必要です。

### ②スパイクの使用

3年生以上は、試合でスパイクシューズが必要となりますのでご購入ください。

尚、金属製のポイント型は危険なため使用不可です。

ゴム又はプラスチック製のサッカー用で十分です。

運動会兼リサイクルバザーでスパイクシューズなどが展示されます。

### ③保護者の参加協力

保護者は、総会・幹部会の決定により、当ラグビースクールの運営に参加して頂く

場合があります。また、グラウンドのトイレ清掃や遠征付添等を校長・担当チーフ

コーチよりお願いする場合があります。何卒宜しくご協力願います。

各行事には、担当学年の保護者を中心に、全保護者へもご協力をお願いすることがありますので宜しくお願いします。

年間行事は5月保護者会と日大フェスティバルの豚汁、7月夏合宿、8月ミキニ合宿

9月ニ合宿、1月餅つき大会、3月運動会&リサイクル、卒業式などです。

### ④水分補給

練習中は、気温によってかなりの頻度で水分補給（ウォーターブレイク）を行います。

少なくとも1リットル程度の容量の水筒を常に生徒へ持たせてください。

水筒の中身は、スポーツドリンクを半分に薄めたものなどをお入れください。

### ⑤練習場所での送迎・駐車等のルールにつきましては、別紙一覧をご確認下さい。

### ⑥練習日程等は、チーフコーチからメール(雨天練習中止はメールか電話)にて行い

麻生ラグビースクールのホームページでもご確認できるようになっています。

ホームページについては、7を参照願います。

## 6. 試合への参加について

交流試合、定期戦、県大会への参加については、その都度各学年チーフコーチよりメールにてご連絡申し上げます。

その際には、①日時・集合場所②服装③その他持ち物をしっかりご確認ください。

当スクールでは、試合への全員参加を前提にしております。

従いまして、各学年の生徒全員がそれぞれに力を十分に発揮できるよう、試合会場

では注意事項や応援マナーを厳守して頂き生徒への応援をよろしく申し上げます。

## 7. 当学校のホームページ

広報（ホームページ）担当者とチーフコーチが最新の情報や学年の掲示板、スクールとしての機関誌「リトルラグーメン」等の閲覧ができますので、是非ご活用して下さい。

**ホームページ** <https://asaors.com/>

（最新情報、当面のスケジュール、写真、スクール誌リトルラグーメンなどの閲覧  
入校案内、入校申込書、入校のしおり等書類）

配布資料の閲覧には、ユーザー名：asaors とパスワードが必要です。

パスワードはチーフコーチに確認願います。

## 8. 日大稲城グラウンド利用の留意点

1) 日大稲城グラウンドへの入場場所は学生寮の裏側駐車場の1か所となります。

**正門や学生寮の入口からの入場は不可ですので、ご注意ください。**

2) 駐車場の利用に関しては、駐車登録を受けた用具車両のみとなります。

送迎車の入場は禁止されており、表通りの学生寮前付近での送迎をお願いします。

3) 誘導係は保護者が、毎月持ち回りで車両・自転車・歩行者の誘導を行います。

詳細は、各学年チーフコーチか学年保護者代表から依頼を受けた際にご確認下さい。

## 9. その他のグラウンド利用

1) 稲城長峰ヴェルディフィールドと芝生広場

・有料の駐車場が併設されていますので、ご利用下さい。

送迎の場合は駐車場入口にてお願いします。

・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。

2) 若葉台多目的広場

・有料の駐車場が併設されていますので、ご利用下さい。但し駐車台数は多くありませんので近くの駐車場か稲城長峰ヴェルディフィールドの駐車場をご利用下さい。

送迎の場合は駐車場入口手前にてお願いします。

・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。

3) 多摩川緑地公園

・無料の駐車場が陸橋下に併設されていますので、ご利用下さい。

送迎の場合も駐車場内にてお願いします。

・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。

4) 稲城中央総合公園陸上競技場

・有料の駐車場が併設されていますが利用制限する場合があります。

その場合は体育館側の駐車場もご利用下さい。

送迎の場合は駐車場入口にてお願いします。

・グラウンド利用については個別のグラウンド利用案内を参照願います。

以上

## 別紙一覧

1. 入校申込書・健康調査書
2. スポーツ安全保険について
3. 個人情報の取扱いについて
4. あさおマインド
5. 運営規則・細則
6. 保護者会会則
7. 校費等の振込方法と払込取扱票記入例
8. 日大稲城グラウンド送迎上の注意事項
9. スポーツ安全保険のあらまし





この調査書は、今後のスクールにおける指導時の参考と致します。  
記載内容についての秘密は厳守致しますので、正しく記入して下さい。

西暦 年 月 日

麻生ラグビースクール校長 殿

## 健 康 調 査 書

入校者氏名 フリガナ

入校者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

学 校 名 \_\_\_\_\_ 小学校 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 組

\_\_\_\_\_ 幼稚園・保育園・その他 年長・年中・年少、幼児

1. 今迄に大きな病気・けがをしたことがありますか。
  - a. 無し
  - b. 有り その時の症状・年齢・治療気館・注意事項を記入して下さい。  
症状 ( \_\_\_\_\_ )  
年齢 ( \_\_\_\_\_ ) 治療期間 ( \_\_\_\_\_ )  
注意事項 ( \_\_\_\_\_ )
2. 体質的(てんかん・アレルギー等)に問題となるような症状や医師による指摘を受けたことが有りますか。
  - a. 無し
  - b. 有り その症状・注意事項を記入して下さい。  
症状 ( \_\_\_\_\_ ) 注意事項 ( \_\_\_\_\_ )
3. 呼吸器系(のど・気管支・肺・ぜんそく等)に問題となるような症状や医師による指摘を受けたことが有りますか。
  - a. 無し
  - b. 有り その症状・注意事項を記入して下さい。  
症状 ( \_\_\_\_\_ ) 注意事項 ( \_\_\_\_\_ )
4. 循環器系(心臓・血管・血圧等)に問題となるような症状や医師による指摘を受けたことが有りますか。
  - a. 無し
  - b. 有り その症状・注意事項を記入して下さい。  
症状 ( \_\_\_\_\_ ) 注意事項 ( \_\_\_\_\_ )
5. 運動を行うにあたり障害となるようなことがありますか、又は医師による指摘を受けたことが有りますか。
  - a. 無し
  - b. 有り その具体的内容・注意事項を記入して下さい。  
内容 ( \_\_\_\_\_ ) 注意事項 ( \_\_\_\_\_ )
6. その他特に注意する必要がある場合その内容を記入してください。
  - a. 無し
  - b. 有り その具体的内容・注意事項を記入して下さい。  
内容 ( \_\_\_\_\_ ) 注意事項 ( \_\_\_\_\_ )

以上、記載内容について相違ありません。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 (必ず、自署・捺印をお願いします。)

チームドクター のコメント(練習時の注意事項など) 記載不要

川口 文夫

## スポーツ安全保険について

麻生ラグビースクールでは、スクール生とコーチは(財)スポーツ安全協会神奈川県支部を通してスポーツ安全保険に団体加入しています。(注：期間は1年間で毎年4月更新、3月末まで加入可)保険料は、スクールの校費にて支払いをいたします。スクール生 AW区分 コーチ C区分に加入。ただし、新規入校生は途中加入となりますので、入校申込書をチーフコーチへ提出して頂くと保険担当者からWebにて加入手続きします。3月末に在校生全員の新年度の加入手続きをします。

**※4月以降で退校する場合は3月初旬にはチーフコーチへ連絡をお願いします。**

サポートコーチはコーチソサエティへの入会は免除し、スポーツ安全保険加入とJRFU登録はしない。

### ■保険の対象

保険の対象となる事故の範囲は、団体での活動中の事故及び団体が活動する場所への移動中の事故となります。

傷害保険としての対象は、事故により死亡・後遺障害・入院・手術・通院に対して補償となります。熱中症も対象となります。

また、他人にけがをさせたり、他人のものを壊したことにより、法律上の賠償責任を負うことにより被った損害が対象となります。

### ■保険申請の連絡方法

スクールでの活動中にけがをした場合は、下記の流れでご連絡をお願いいたします。

《活動中か活動後に気付いた時》コーチか保護者⇒チーフコーチ⇒保険担当⇒保険会社へ事故通知を行う  
また保険担当から県協会安全対策部会員へ連絡し、部会員から県協会へ報告を行う

ご連絡を頂きたい内容は以下となります。

- ・負傷者の氏名(フリガナ)、年齢・住所・電話番号、けがをさせた時は、加害者の氏名等も同様
- ・事故の日時・場所・状況 (けがをさせたときはその原因も)
- ・傷害の内容
- ・医療機関名・治療期間

上記内容を確認後、チーフコーチ経由で保険担当者から保険会社へ事故通知します。

事故通知が完了後、保険金請求に必要な書類が保護者宅に届きますので、スポーツ安全保険加入依頼書の必要事項※をチーフコーチより入手し、必要書類を揃えて保険会社へ請求することになります。

※チーフコーチは加入区分、会員登録番号(神奈川県支部 番号・・・)、所属団体名、団体代表者の名前・住所及び昼間の連絡先を保険担当者に確認し、保護者へ連絡する。

別紙のスポーツ安全保険のしおりの内容も事前にご確認願います。

以上

## 麻生ラグビースクール 個人情報の取り扱いについて

### プライバシーポリシー・・・個人情報について

#### ■個人情報の取扱について

- ・麻生ラグビースクールの運営において、選手のプライバシーを尊重し、個人情報を慎重に取扱いプライバシーの保護に努めております。
- ・お預かりした個人情報は、その利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、適切な安全管理措置を講じます。
- ・スクール選手及び保護者の個人情報は、保護者の方のご同意をいただいた上で、適切に管理・運用いたします。
- ・個人情報取り扱い後、運営上不要な情報については速やかに削除をおこないます。

#### ■個人情報の収集

- ・当スクールでは申込の際、それぞれの活動に必要な個人情報(選手・保護者の名前、ご住所、電話番号等)をご提供いただいております。  
ご提供いただいた個人情報は適切かつ慎重に管理します。

#### ■個人情報の利用形態

- ・当スクールの運営に関する事項にのみ利用し、ご本人の同意なくして他の目的に流用する事はございません。
- ・スクール活動を通して撮影された写真・動画等については、今後のパンフレットやホームページの制作において利用させて頂く場合がございます。
- ・当スクールからの連絡や学年間の連絡において、申込書の内容、及びその変更連絡があった場合変更情報などを基に、利用させて頂く場合があります。

#### ■個人情報の第三者への開示

個人情報は以下に該当する場合を除き第三者に開示することは一切ありません。

- ・法令及び警察、裁判所等の公的機関からの開示の要求があった場合。
- ・情報開示について、保護者の方に同意を頂いた場合。
- ・当スクールホームページでの写真・動画

#### ■著作権について

- ・当スクールが発行する機関誌などの著作権は、当スクールに帰属します。  
尚、写真や文章など個人で撮影または作成されたものはその著作権者に帰属します。
- ・著作権法で認められている場合を除き、著作権者の許可なく文章や画像、データなどの一部又は全部を利用することは禁止いたします。
- ・各新聞社・雑誌等から提供同意いただいた記事に関しては、それぞれの著作権により守られます。

#### ■肖像権について

- ・当スクールが主催する行事にて撮影された写真や映像などの肖像権は、当スクールに帰属します。  
尚、スクールとして参加した行事の肖像権は主催者に帰属します。

#### ■免責事項

- ・当スクールにて扱う情報の内容に関しては万全を期しておりますが、その内容の正確性及び安全性を保証するものではありません。
- ・当スクール利用者がホームページ等に掲載されている情報によって被った損害、損失に対して一切の責任を負いません。

#### ■プライバシーポリシーの改訂

当スクールでは、法令の変更等に伴い、当スクールプライバシーポリシーを変更することがあります。最新の情報は、当スクールホームページでご確認ください。

## 麻生ラグビースクール「あさおマインド」

「あさおマインド」の発行にあたり

私たちのスクールは40年という長い時間、ラグビーという競技とラグビーを愛する仲間たちとともに歩んできました。これまでさまざまな山あり谷ありの歴史があり、麻生ラグビースクールの今があります。これからも「次代を背負う若者づくり」というテーマのもと、ラグビーというスポーツを楽しみ、触れ合う機会やその活動の場を継続していくためにも、改めて麻生ラグビースクールとしての約束事（マインド）をスクールに関わる全ての皆さんと共有していきたいと考えています。

### 1. スクールテーマ

「次代を背負う若者づくり」

### 2. 目指すスクール

お互いを認め合い、思いやり、補完しあい、みんなでラグビーを楽しむスクール

### 3. 目指す若者づくり

- ①お互いの体格や性格、特徴などの違い（個性）を認めあう人間性を育む
- ②礼節を学び気持ちの良いコミュニケーションが取れる人間性を育む
- ③体をぶつけあうことができるラグビーという競技を通し心身を鍛える
- ④困難にあえども仲間と助けあいながら立ち向かえる人間性を育む
- ⑤楽しむ姿勢から物事に主体的に取り組むことのできる人間性を育む

### 4. コーチ（指導員）マインド

- ①スクール生の名前を覚え、彼らの存在を尊重し、指導を行う
- ②基本スキルと同じようにスポーツマンシップ、ラグビーコアバリューを教える
- ③レフリースが見ていなくとも自分でルールやディシプリンを守るフェアプレー精神を理解させる
- ④安全を最優先した指導を行う（プレーヤーの習熟度に合わせて指導を変えること）
- ⑤長所を伸ばす指導を行う（褒めることでスキル向上とスポーツマンシップへの報酬を与える）
- ⑥スクール生の意見に耳を傾ける、併せて「質問」を心がけ、彼らが考える機会を作る
- ⑦スクール生が将来的に必要なスキルの学習をする時間、全力を出し切るマインドセットの醸成を勝利のための時間よりも優先する（この世代では勝利が全てではない）
- ⑧チームの勝利や成長の名のもとにミスしたスクール生の尊厳を傷つける言動や場を厳に慎む
- ⑨スクール生は彼ら自身の喜びのためにプレーしているということを忘れない
- ⑩ワールドラグビー RugbyReady を毎年受講し、コーチとしての学びの努力を怠らない
- ⑪スクール生をグラウンドで安全に指導するため、より良いコーチングのための資格取得を心掛ける

### 5. スクール生（子ども）マインド

- ①グラウンドと用具、いつも応援してくれる家族に感謝する（感謝の気持ちを言葉にする）
- ②どんな時も全力を尽くす、ゴールラインまで走り切る
- ③練習してきたことをプレーする
- ④プレー中のミスは仲間を責めるよりも、大きな声ではげます、次がんばろう！を
- ⑤自分が扱われたように仲間（チームメイト）を扱う、自分がされて嫌なことはしない
- ⑥チームメイトおよび相手チームの良いプレーを認め、称え合う、ナイスプレー！と声を掛ける
- ⑦決められた時間や約束は守る（元気よく挨拶して入場するなどの気持ちも大切にしよう）

- ⑧チームメイト、相手、コーチを大切に、レフリーの決定に対して決して不満を言わない
- ⑨他の人を喜ばせるためだけではなく、一番は自分自身の楽しみのためにラグビーをする
- ⑩スポーツマンシップ、ラグビーのコアバリューについて学び、実践する
- ⑪ルールを正しく覚える、競技規則に従ってプレーする
- ⑫分からないところはコーチにどんどん質問する

## 6. 保護者 観客マインド

- ①スクール生は彼ら自身の喜びのためにプレーしているのであって、保護者や観客の喜びのためでは無いと言うことを決して忘れないでいましょう
- ②相手に、仲間に、敬意をはらいましょう（相手なくして仲間なくして試合は成り立たない）
- ③プレーヤー、コーチ、レフリーを尊重し、特にレフリーへの攻撃はしません
- ④観客や保護者の立場でこそ、相手を尊重し、時に協力し、スクール生の手本となりましょう
- ⑤どちらのチームであっても良いプレーに対して褒めましょう
- ⑥グラウンド内の指導の現場に立ち入らないようにしましょう
- ⑦グラウンドにおいてスクール生が混乱する原因をつくらないようにしましょう
- ⑧汚い言葉を使わないようにしましょう、力の暴力、言葉の暴力の行使を非難しましょう
- ⑨スクール全体で子どもを育てるという考えを持ち、協力しながら積極的に活動に参加しましょう
- ⑩スポーツマンシップ、ラグビーのコアバリューについてスクール生とともに学びましょう
- ⑪子どもたちの鏡となるような行動をとりましょう

## 7. 保護者（親）コーチマインド

- ①指導の現場に親子関係を持ち込まない、フェアに平等でいること
- ②自分の子どもに対して最良することは決してあってはならない
- ③自分の子どもに対して厳しすぎることは健全ではない
- ④他のコーチからの助言や進言を受け止め改めるべきところは改める
- ⑤チームの子どもたちに目をむけ、あえて我が子を客観的に見て干渉し過ぎないようにする

## 8. 幹部・チーフコーチマインド

- ①すべてのスクール生が練習や試合に参加するための機会を平等につくり出す
- ②指導や方針はプレーヤーセントラード（スクール生を中心に考えているか）になっているか、大人の思いになっていないか常に問うこと
- ③ラグビーはプレーに参加するためにあり、コーチのためのスポーツではないことを忘れない
- ④勝負は時の運と心得て、目の前の勝利にこだわりすぎない
- ⑤勝利は誰が求めているのか、大会や試合の前こそ、いま一度自分の考えを冷静に客観視すること
- ⑥トレーニングしてきたことを評価できているか、プロセスがきちんと見えているのか問うこと
- ⑦自らのコーチングポリシーが所属するスクールの理念と合っているか、共有できているか、独りよがりになっていないかを問うこと
- ⑧スクールベスト（スクール愛）を考えての判断になっているか、特定の学年に偏っていないかを問うこと
- ⑨コーチおよびレフリーを教育、訓練するための機会をつくり、必要資格取得を支援すること
- ⑩安心して活動に参加してもらえる体制を整え、その運営に責任と喜びを持ってあたること

※本資料はこれまで私がお伝えしてきたことに日本ラグビーフットボール協会スタートコーチ講習会資料の内容を加味して作成しました。ご不明な点等ありましたらスクール幹部にお問い合わせください。

※2019年5月24日初版、※2020年4月30日第2版、※2021年4月17日第3版

(参考)

ラグビージャーナリスト 村上 晃一さんからのコメント  
「タッチライン際の大人たちへ」

ラグビーは試合になれば選手がすべてを判断してプレーするスポーツです。だからこそ、教育的価値が高いと認められているのです。コーチの仕事は選手が自分達で判断してプレーできるように育て、導くこと。親や観戦者はそれを温かく見守る。それがラグビーです。近年、ラグビー王国ニュージーランドですら、子どもたちの試合での野次や罵声が問題になっています。現状を憂い、「Let Kids Be Kids」というキャンペーンが行われています。子どもは子どもでいさせてあげてほしい。ミスを叱り、レフリーに文句を言うのではなく、その奮闘をサポートし、楽しい思い出を残してあげてほしい。そんな願いが込められています。子どもたちはボールをもって走り、パスし、タックルすることが楽しくて仕方がないのです。仲間と協力して戦い、試合が終われば相手チームと友達になる。それは美しい思い出になります。その記憶の中に、ひどい言葉を刻みつけないでください。子どもたちは大人の態度を見えています。子どもたちの自主性を重んじ、レフリー、相手チーム、両チームのサポーター、すべてをリスペクトしながら、子どもたちをサポートしてください。それがラグビー精神なのですから。

※第9回ヒーローズカップパンフレットより転載

# 麻生ラグビースクール 運営規則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本校は、麻生ラグビースクールと称する。

(事務所)

第2条 本校は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第3条 本校は、ラグビーフットボールを通じて、「次代を背負う若者づくり」をテーマとし、心身とも健全な少年を育成することを目的として、一般社団法人麻生ラグビースクール(以下、法人という)が設置する。

(活動)

第4条 本校は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 原則、毎週日曜日の午前中に通常練習を行う。ただし、年末年始及び春夏に休みを設けることがある。また天候が不良のときは練習を中止することがある。
- (2) 小学3年生以上のスクール生による合宿を実施する。ただし、低学年の希望者は保護者会員の同伴などの条件を設けた上で参加を認めることがある。
- (3) 小学部は、「麻生ラグビースクール」として神奈川県ラグビーフットボール協会(以下、県協会という。)に登録し、同県協会が主催する秋季ラグビースクール大会や神奈川県ミニラグビーフットボールカップ等に出場するなど各種行事に参加する。
- (4) その他各種大会に参加し、各地のラグビースクールとの交流試合を実施する。
- (5) 中学部は、「神奈川DAGSラグビースクール」として県協会に登録し、各種のジュニアラグビーの行事に参加する。
- (6) コーチの指導技術の向上と親睦を目指した「コーチソサエティ」を組織する。
- (7) 本校生徒の母親を主体とした「レディースクラブ」を組織する。
- (8) 県協会が組織する委員会及び部会等に参画する。
- (9) 県協会が主催する講習会や各種の研修に参加する。
- (10) その他、本校の目的達成に必要な諸活動

## 第2章 会 員

(構成員)

第5条 本校の小学部には、次の会員を置く。

- (1) 保護者会員：本校小学部に在籍するスクール生の保護者
- (2) コーチ会員：本校小学部に在籍するスクール生の指導者

★会員の種別：幹部会の承認を経て「保護者会員」「コーチ会員」となる。

- ・子供の入校と同時に保護者は「保護者会員」となる。(第6条3項)
- ・子供の指導を希望する方は「コーチ会員」となる。(第7条2項)  
→保護者会員の父母などがコーチとなった場合には、「保護者会員」から「コーチ会員」へ移行する。(第7条2項)

(生徒の入校)

第6条 本校のスクール生となりうる者は、原則として川崎市麻生区近郊に居住する6年生までの幼児・児童とする。

2. 本校に入校を希望する幼児・児童は、本校所定の入校申込書と健康調査書に必要事項を記入して校長宛に提出し、幹部会の承認を受ける。同時に、入校金と校費を共に所定の銀行口座に振り込むものとする。
3. 前項に従って本校に入校したスクール生の保護者は、スクール生の入校と同時に本校小学部の保護者会員となる。

(コーチの入校)

第7条 本校のコーチに就任してスクール生に指導することを希望する者は、本校が定める「コーチ心得」「あさおマインド」「コーチソサエティ規約」等に同意した上で、所定の申込書に必要事項を記入してコーチソサエティ宛に申し込み、幹部会の承認を受ける。同時に、別途定めるコーチソサエティ会費を所定の銀行口座に振り込むものとする。

2. 前項に従って本校のコーチに就任した者は、本校小学部のコーチ会員となる。  
なお保護者会員がコーチに就任した場合には、コーチ就任と同時に保護者会員からコーチ会員へ移行する。



3. コーチの指導学年や担当業務は、幹部会で決議され、校長から委嘱される。
4. コーチは、原則として、自らの子供の学年を指導することは出来ないが、本人の希望があれば自身の子供が小学校2年生までであれば、その子供と同学年の指導を担当できる。

(補注) 第7条4項の定めにかかわらず、2020年度から2年間、コーチの増員を目指し、保護者会員の父母などが自らの子供が4年生まで、その学年を指導することを試行している。  
⇒2年間の試行期間を終える2023年3月には、親が自らの子供を直接指導したことによるチームへの影響やその後のコーチの増員への展開など総合的に成果などを評価し、2023年度以降の指導体制に反映させる。

(任意退校)

第8条 本校から退校を希望するスクール生は、保護者会員を通じて、校長宛に退校届を提出することにより、任意でいつでも退校することができる。

2. 退校を希望するコーチは、所属学年のチーフコーチを通じて校長宛に退校届を提出することにより、任意でいつでも退校することができる。

(除名)

第9条 本校の生徒又はコーチが、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この運営規則又は法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本スクールの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第3章 総 会

(構成)

第10条 本校の最高決定機関である総会は、小学部の保護者会員とコーチ会員をもって構成する。

(権限)

第11条 総会への報告事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 収支計画書(予算)
- (4) 法人の理事会で選任された幹部と監事及び幹部会で選定された幹部の役職  
★ 校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長 / 監事
- (5) 幹部会が任命・承認した業務運営委員、チーフコーチ、学年コーチ代表、学年保護者代表
- (6) 全コーチの担当学年配属
2. 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 収支報告書(決算)の承認
  - (2) 運営規則の変更
  - (3) 会員の除名
  - (4) その他総会で決議するものとして法令又は法人の定款及びこの規則で定められた事項

★総会での審議事項を実質「決算」のみに限定した。⇒ 幹部会での決議を重視

☆決算：事業報告 ⇒ 報告、収支報告書(決算) ⇒ 承認

☆予算：事業計画 ⇒ 報告、収支計画書(予算) ⇒ 報告

☆人事：幹部・監事、業務運営委員、チーフコーチ、学年コーチ代表、学年保護者代表

(開催)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、校長が招集する。

2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、校長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、校長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、各会員につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、小学部の総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、小学部の総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した該当会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 運営規則の変更
- (2) 解散
- (3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第18条 本校に、次の役員を置く。

- (1) 幹部3名以上
- (2) 監事2名以内
2. 幹部のうち1名を校長、1名を統括副校長とする。校長と統括副校長のほか、3名の幹部を副校長、1名を幹事長、1名を副幹事長とすることができる。
3. 校長と統括副校長を本校の代表幹部とする。
4. 統括副校長を校長代行者とする。校長代行者は、校長が欠けたとき又は校長に事故があるとき、校長を代行するものとする。

(役員を選任)

第19条 幹部及び監事は、法人の理事会の決議によって選任する。又、幹部及び監事は、法人の理事会の承認を得て、法人の社員となる。

2. 校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長は、幹部会の決議によって選定する。
3. 幹部及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(幹部の職務及び権限)

第20条 幹部は、幹部会を構成し職務を執行する。

2. 校長は、この運営規則で定めるところにより、本校を代表し、その業務を執行し、校長を除く幹部は、幹部会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 校長及び幹部は、毎月1回以上、自己の職務の執行の状況を幹部会に報告しなければならない。
4. 本校の運営を円滑に行うために、幹部会の決議により、幹部を補佐する業務運営委員及び学年担当委員を置くことができる。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、幹部の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、幹部に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 幹部及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第23条 上位規定である法人定款によるため全文削除。

## 第5章 業務運営委員

(業務運営委員の設定)

第24条 本校の運営を円滑に行うために、次のとおり業務運営委員を置くことができる。

- (1) 県協会の部会等の担当者  
広報部会、コーチ部会、競技部会、安全対策部会、事業部会、  
レフリース部会、女子部会
- (2) 川崎市ラグビーフットボール協会の理事
- (3) 麻生ラグビースクールの活動支援担当者

- 機関誌編集、ホームページ企画管理、父母会連携、日本大学ラグビー部窓口
- (4) その他本校の活動を展開するために必要があるとき、幹部会の決議に基づき、各種の業務を担当する業務運営委員を置くことができる。

(業務運営委員の選任)

第25条 業務運営委員は、幹部会の決議によって選任され、校長から委嘱される。

(業務運営委員の職務と権限)

第26条 業務運営委員は、幹部の指示のもと、担当職務の業務を執行する。

2. 業務運営委員は、幹部の要請により幹部会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(業務運営委員の任期)

第27条 業務運営委員の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会後最初に開催する幹部会の終結の時までとする。

(業務運営委員の解任)

第 28 条 業務運営委員は、次のいずれかに該当するときは、幹部会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

## 第 6 章 チーフコーチ

(チーフコーチの設置)

第 29 条 本校では、スクール生への円滑なラグビー指導を実施するために、未就学児、小学校 1 年生から 6 年生までの各学年に配属された指導者を代表するチーフコーチを各学年に置く。

(チーフコーチの選任)

第 30 条 チーフコーチは、幹部会の決議によって選任され、校長から委嘱される。

(チーフコーチの職務と権限)

第 31 条 チーフコーチは、スクールの指導方針に則り、技術指導担当者と協力してスクール生の指導に当たる。

2. チーフコーチは、スクール生への安全かつ健全な指導を実施するために、担当学年の保護者員との間で緊密な連携を図る。
3. チーフコーチは、幹部会の要請により、幹部会においてスクールの運営状況について情報の共有化を行い、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
4. チーフコーチは、当該学年のコーチの中から、学年を代表して指導体制や保護者との連携などスクール活動の在り方を支援する学年コーチ代表を選任する。

(チーフコーチの任期)

第 32 条 チーフコーチの任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会後最初に開催する幹部会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(チーフコーチの解任)

第 33 条 チーフコーチは、次のいずれかに該当するときは、幹部会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないこと。

## 第 7 章 学年コーチ代表

(学年コーチ代表の設置)

第 34 条 各学年のラグビー指導に加え、当該学年を代表して法人活動の支援を担うコーチ会員の代表者を学年コーチ代表として置く。

(学年コーチ代表の選任)

第 35 条 各学年のチーフコーチに選任された学年コーチ代表は、幹部会の承認を得て、校長から委嘱される。また、学年コーチ代表は、法人の理事会の承認を得て、法人の社員となる。

(学年コーチ代表の職務)

第 36 条 学年コーチ代表は、各学年における指導体制や保護者との連携体制などスクール活動の在り方についてチーフコーチを支援する。

2. 学年コーチ代表は、幹部会の要請により幹部会に出席して意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(学年コーチ代表の任期)

第 37 条 学年コーチ代表の任期は選任の 1 年後に開催される、学年コーチ代表を承認する幹部会の終結の時までとする。

(学年コーチ代表の解任)

第 38 条 学年コーチ代表は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

★学年コーチ代表を設置し、より多くのコーチにスクール運営に関わっていただき、常に

スクールの改革を目指す。しかし、チーフコーチが当該学年の学年コーチ代表を兼任しても構わない。

★学年コーチ代表が幹部会や法人理事会に出席することによって、執行部が各学年の活動実態をより広範な視点から直接把握することが出来る。

## 第 8 章 学年保護者代表

(学年保護者代表の設置)

第 39 条 各学年の活動を円滑に運営するために、チーフコーチをサポートする保護者会員の代表者を学年保護者代表として置く。

(学年保護者代表の選任)

第 40 条 各学年の保護者会員から推薦された代表者は、学年保護者代表としてチーフコーチによる選任を経て幹部会で承認され、校長から委嘱される。また、学年保護者代表は、法人の理事会の承認を得て、法人の社員となる。

(学年保護者代表の職務)

第 41 条 学年保護者代表は、各学年においてコーチと保護者会員の円滑な連携体制を築く。

2. 学年保護者代表は、幹部会の要請により幹部会に出席して意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(学年保護者代表の任期)

第 42 条 学年保護者代表の任期は選任の 1 年後に開催される、学年保護者代表を承認する幹部会の終結の時までとする。

(学年保護者代表の解任)

第 43 条 学年保護者代表は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

★学年保護者代表を設置し、各学年ごとにチーフコーチと保護者会員の代表が連携して、円滑な学年運営体制を構築することに責任を負うことを明示した。

★学年保護者代表が幹事会に出席する機会を設け、幹部が各学年の状況を保護者会員から直接把握すると同時に、幹事会の意向を保護者会員へ直接伝える機会を生かす。

★さらに、学年保護者代表が保護者会員の代表として法人の社員総会にも出席することによって、従来から標榜してきた「三位一体」の運営体制の実現を目指し、同時に保護者会員の代表を介して「父母会」の活性化を図る。

## 第 9 章 顧 問

(顧問)

第 44 条 本校に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、幹部会の推薦に基づき校長が委嘱する。
3. 顧問は、本校の運営に係る事項について、校長又は幹部会の諮問に応じ、意見を述べるができる。
4. 前3項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、幹部会が定める。

## 第10章 幹部会

(構成)

第45条 本校に、幹部会を置く。

2. この幹部会は、すべての幹部をもって構成する。

★実質的にスクール活動を支える最重要な業務執行機関

校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長の幹部によって迅速な運営を目指す。

(職務)

第46条 幹部会は、次の職務を行う。

- (1) 本校の業務執行の決定
- (2) 幹部の職務の執行の監督
- (3) 校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長の選定及び解職
- (4) スクール生及びコーチの入校及び退校の承認
- (5) 事業計画の企画立案及び事業報告の作成
- (6) 収支計画書(予算)の構築及び収支報告書(決算)の作成
- (7) 総会に上程する議案の事前審議
- (8) 業務運営委員の選任及び解任
- (9) コーチ体制の起案及び調整
- (10) チーフコーチの選任及び解任
- (11) 学年コーチ代表の承認
- (12) 学年保護者代表の承認
- (13) 指導方法の調査研究
- (14) 県協会への対応など対外活動の基本方針の決定
- (15) 法人に対する本校の運営状況の報告
- (16) その他幹部会で決議するものとして、この運営規則に定められた事項

(開催)

第47条 幹部会は、原則、毎月1回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第48条 幹部会は、校長が招集する。

2. 校長は、法人の担当理事を幹部会に招集し、相互の情報を共有化することができる。ただし、法人の担当理事は議決権は有しない。
3. 校長は、チーフコーチを幹部会に招集し、指導現場の情報を共有化することができる。ただし、チーフコーチは議決権は有しない。
4. 校長は、必要に応じて業務運営委員を幹部会に招集し、各部会等の活動状況の情報を共有化し、意見を交換することができる。ただし、業務運営委員は議決権は有しない。
5. 校長は、必要に応じて学年コーチ代表や学年保護者代表を幹部会に招集し、各学年の活動状況について情報を共有化し、意見を交換することができる。ただし、学年コーチ代表及び学年保護者代表は議決権は有しない。
6. 校長は、必要に応じて神奈川 DAPS 幹部(麻生 RS 出身の校長又は GM)を幹部会に招集し、中学部の情報を共有化し、意見を交換することができる。ただし、神奈川 DAPS 幹部(同上)は議決権は有しない。
7. 校長が欠けたとき又は校長に事故があるときは、校長代行者が幹部会を招集する。

★幹部会はスクールの業務執行機関であり、チーフコーチや業務運営委員などを招集してスクール内外の情報の共有化を図り、一体的な組織運営を目指す。また同様に、法人の理事を始め学年コーチ代表や学年保護者代表を招集し、法人活動との連携を目指す。

(議長)

第49条 幹部会の議長は、校長がこれに当たる。

(議決権)

第50条 幹部会における議決権は、各幹部につき1個とする。

(決議)

第51条 幹部会の決議は、幹部の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第52条 幹部会の議事については、議事録を作成する。

2. 出席した校長又は代行者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(各種委員会)

第53条 本校の活動遂行のために必要があるときは幹部会の決議に基づき、各種委員会(常設委員会、臨時委員会等)を置くことができる。

## 第11章 コーチ会

(構成)

第54条 本校にコーチ会を置く。

2. コーチ会は、すべての小学部のコーチをもって構成する

(職務)

第55条 コーチ会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画案の報告を受ける
- (2) 収支計画書(予算)案の報告を受ける
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支報告書(決算)の承認
- (5) コーチ体制の承認
- (6) 指導方法の調査・研究
- (7) その他必要な事項

(開催)

第56条 コーチ会は、原則、年2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第57条 コーチ会は、校長が招集する。

2. 校長が欠けたとき又は校長に事故があるときは、校長代行者がコーチ会を招集する。

(議長)

第58条 コーチ会の議長は、校長がこれに当たる。

(議決権)

第59条 コーチ会の議決権は、各コーチに1個とする。

(決議)

第60条 コーチ会の決議はコーチの過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。

(議事録)

第61条 コーチ会の議事については、議事録を作成する。

2. 出席した校長又は代行者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

★「コーチ会」は、指導現場を担う「コーチ」と「幹部」が直接意見を交換する場である。  
⇒毎年、年2回開催され、1月には人事体制を、3月には定時総会の議案が審議される。

☆コーチの担当学年の合意：新年のコーチ会にて新年度の指導体制が提示され承認。  
毎年11月頃に幹部会は全コーチを対象に「翌年度の指導担当学年」のニーズ調査を実施する。  
幹部会は、その結果を勘案して翌年度の各コーチの担当・役割(案)を策定し、新年のコーチ会にて全コーチの合意を得る。

☆定時総会の事前審議：幹部会が作成した定時総会の議案の上程を承認。  
毎年、3月の年度末に翌4月に開催される定時総会に上程予定の議案が審議される。  
幹部会から提出される、当該年度の「事業報告」と「決算」の上程が承認され、翌年度の「事業計画(案)」と「予算(案)」が報告される。

## 第12章 事務局

(事務局の設置)

第62条 本校の事務を処理するために事務局を置く。

(事務局の構成)

第63条 事務局では、幹事長と副幹事長が業務の執行にあたる。

2. 事務局の業務補佐として、幹部会の承認を得て、事務処理担当者を置くことができる。

(事務局の職務)

第64条 事務局では、幹部会と連携して、次の業務の事務処理を行う。

- (1) スクール生とコーチの入退校を管理し、法人の定款第12条に定められた会員名簿を管理する
- (2) 事業計画及び事業報告の作成
- (3) 収支計画書(予算)及び収支報告書(決算)の作成
- (4) 校費の入金管理
- (5) 本校の資産の入出金管理を伴う会計処理
- (6) 総会の準備及び運営
- (7) 諸会議等の議事録の作成及び管理
- (8) 本校の事務全般の処理・管理
- (9) 周年事業の企画と記録の管理
- (10) 前項に定めるもののほか、幹部会から要請のあった事項

## 第13章 資産及び会計

(事業年度)

第65条 本校の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第66条 本校の事業計画、収支計画書(予算)については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、幹部会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第67条 本校の事業報告及び収支報告書(決算)については、毎事業年度終了後、書類を作成し、監事の監査を受けた上で、幹部会の承認を受けなければならない。

(運営費)

第68条 本校の活動を支える運営費は、入校金、校費、合宿費及び寄付金をもって、これに当てる。

2. 入校金は、1,000円とする。ただし、納付された入校金の返却には応じない。
3. 小学部の校費は、年間21,600円を一括納入とする。(1ヶ月1,800円相当)  
ただし、年度途中で入校した者は、入校月の翌月分から当該年度末の3月分までの校費相当額を一括納入する。  
また年度途中で退校時には、納入済みの校費のうち、退校月の翌月分以降の校費相当分を返却する。

## 第14章 補則

(細則)

第69条 この運営規則に定めるもののほか、本校の運営に必要な事項は、幹部会の決議により別に定める。

## 第15章 附則

(施行)

第70条 この運営規則は、一般社団法人麻生ラグビースクールの成立の日から施行する。  
20210130 施行

(改定施行)

第71条 この運営規則は、一部を改定し、施行する。(赤字部分) 20220416 施行

## 「運営規則」の構成

★会員（第2章）：「保護者会員」「コーチ会員」から構成される

☆総会（第3章）：『決算』の承認、事業計画/事業報告と収支予算の報告

★役員（第4章）← 法人の社員総会で選任し、幹部会にスクール運営を委嘱

幹部：校長、統括副校長、副校長、幹事長、副幹事長 / 監事

☆幹部会（第10章）：実質的なスクール運営の執行機関 ⇒法人の理事会との連携

- ・業務執行の決定、幹部の役職の選定
- ・スクール生及びコーチの入退校の承認
- ・活動報告・活動計画の企画作成、収支報告書(決算書)・収支計画書(予算書)の作成
- ・業務運営委員、チーフコーチの選任、学年コーチ代表、学年保護者代表の承認
- ・コーチ体制の起案（各コーチの指導学年や担当業務の企画・決定）
- ・縣市協会などの対外活動など

★業務担当委員（第5章）：協会の部会委員など、幹部会が選任し校長が委嘱する

- ・神奈川県ラグビーフットボール協会の部会等の担当者：  
評議、広報、コーチ、競技、安全対策、事業、レフリー、女子など
- ・川崎市ラグビーフットボール協会の理事
- ・麻生ラグビースクールの活動支援担当者：機関誌、HP、父母会、日大窓口 他

★チーフコーチ（第6章）：未就学児、小学1年生～6年生の各学年の指導責任者

★学年コーチ代表（第7章）：ラグビー指導に加え、スクール活動の在り方を検討

チーフコーチが選任し、幹部会が承認して校長が委嘱  
法人の理事会の承認を得て法人の社員(学年コーチ委員)となる

★学年保護者代表（第8章）：チーフコーチを支援し、コーチと父母の連携構築。

保護者会員からの推薦、チーフコーチが承認、幹部会の決議、校長から委嘱  
法人の理事会の承認を得て法人の社員(学年保護者委員)となる。

☆コーチ会（第11章）：幹部と指導現場の年2回の直接対話機会



## 麻生ラグビースクール 細則 (20180414 改定版)

### (練習場所および時間)

1. 練習は、小学部は主として日大稲城G、中学部は日体大健志台等において行うものとする。
2. 練習時間は、原則として、日曜日の午前9時から11時までとする。
3. 月2回、原則第2・第4土曜日の午前9時から11時まで、日大稲城Gにて小学部の基礎練習を行う。ただし皆勤賞の対象外とする。

### (服装)

4. 生徒は練習時には、天候や気温に対応してTシャツ、ジャージ、パンツ、ストッキング等を着用し、運動靴を使用する。さらに安全対策としてヘッドギアを用意する。
5. 対外試合に出場する生徒はスクール指定の服装を着用し、3年生以上はスパイクを用意する。
6. スクール指定のジャージは半袖柿色と赤紺のリバーシブルタイプで名前(ひらがなとローマ字)と背番号(入校順)がプリントされます。パンツは白色、ストッキングは白地に赤2本線です。
7. スクール指定のジャージとヘッドギア及びストッキング等は、下記のシンコースポーツへ直接購入の申込みする。  
TEL:045-442-3990 FAX:045-351-8900 メール: info@shinko-sports.co.jp HP: http://www.shinko-sports.co.jp
8. コーチが練習時に着用するジャージ等は、各自で用意する。ただし、対外試合や公式行事に参加する場合、スクール指定のジャージとビステならびにネクタイとエンブレム等を着用する。

### (生徒心得)

9. 練習日または試合の前日は十分な睡眠をとる。
10. 練習日または試合の当日は、かならず朝食をとってくる。
11. チームメイトや相手チームのメンバーを傷つけないよう、手足の爪をきれいに切っておく。
12. 練習時間に遅れないように集合する。
13. 練習場所または試合等の集合場所に到着した時、コーチ、保護者および友達にきちんと挨拶する。
14. 練習場所、試合場および合宿などでは、コーチの指示にしたがい、勝手な行動をしない。
15. 体調に異常があるときは、チームドクター、コーチに申し出る。
16. 登下校の際には車に気を配り、寄り道をしない。
17. 試合のメンバーまたはリザーブに指名された時は、体調に異常が生じた場合等を除き、かならず参集する。
18. 前記に参加できない理由が生じた場合には、できるだけ早く各学年チーフコーチ、又は担当コーチに連絡する。

### (コーチ心得)

19. コーチは、「運営・指導方針」(2009年9月施行)に定められた『コーチ心得』の主旨を理解し、各項目を遵守して生徒の指導にあたるものとする。

### (合宿)

20. 合宿は毎年7月または8月に、3泊4日程度の日程で行い、その費用については別途徴収する。また必要に応じ、保護者の過半数の了解の上で臨時的短期合宿を実施することがある。
21. 合宿に参加するコーチおよび保護者の費用は、各自が負担するものとする。

### (保護者の協力義務)

22. 保護者は、日大フェスティバル・夏合宿・運動会・餅つき・卒業式をはじめとして、本校の事業および運営に積極的に協力しなければならない。

### (事故および保険)

23. 生徒は、本校の負担においてスポーツ安全保険等(協会登録含む)に加入する。コーチも生徒と同じスポーツ安全保険等に加入するが、保険料や登録料は各自が負担する。
24. 活動中の軽微な事故については、コーチが応急処置をするものとし、それ以外の事故については、役職者が保護者への連絡を含む適切な処置を講ずるものとする。
25. 保険の補償対象とならない事故または保険の補償額を超える治療費については、各保護者が負担するものとする。

### (経費)

26. コーチおよび役員の試合等に参加するための交通費は、本校が負担する。
27. 合宿等の準備費用、県協議会等の交通費などについては、合理的な費用または通常交通機関利用の実費を支出し、その他については、幹部会の議に基づいて本校が負担すべきか否かを決定し、幹事会の承認を得るものとする。
28. 役員の会合費については、小額の会議費を除き、原則として各自の負担によるものとする。
29. スクール運営に伴う連絡通信費、印刷費などの経費は、合理的な額を予算に計上するものとする。
30. 中学部の校費は神奈川県DAGSラグビースクールで決められた校費を直接一括納入するものとする。

### (交際費および慶弔)

31. グランド借用先、協会関連行事、交流スクール周年行事あるいはその他の対外的交際費の支出の可否と金額については、幹部会で協議のうえ決定し、幹事会の承認を得るものとする。
32. 本校生徒および保護者ならびにコーチおよび家族に慶弔があった場合は、「慶弔の内部規定」に基づき慶弔費を支払う。それ以外の慶弔事については幹部会が協議のうえ決定し、幹事会の承認を得るものとする。

### (その他)

33. 年度中の役員の転勤や退校などに伴う後任人事については、幹部会で協議の上、決定し、幹事会の承認を得るものとする。

34. 中学部については、別途、神奈川DAGSラグビースクールの細則によるものとする。  
(改廃)
35. この細則の改廃は、幹事会の議に基づいて行う。  
(施行期日)
36. この細則は、昭和62年7月5日から施行する。
- |    |               |               |               |               |               |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 改正 | 昭和 62. 08. 02 | 昭和 63. 05. 15 | 平成 01. 04. 23 | 平成 02. 04. 22 | 平成 03. 04. 28 |
|    | 平成 04. 05. 02 | 平成 05. 02. 20 | 平成 14. 05. 26 | 平成 19. 05. 20 | 平成 19. 09. 02 |
|    | 平成 23. 04. 17 | 平成 24. 09. 23 | 平成 27. 03. 28 | 平成 27. 04. 12 | 平成 29. 03. 26 |
|    | 平成 30. 04. 14 |               |               |               |               |

# 麻生ラグビースクール 保護者会 会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、麻生ラグビースクール小学部に在籍する生徒(未就学児を含む)の保護者によって構成され、麻生ラグビースクール保護者会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、「次代を背負う若者づくり」をテーマとした麻生ラグビースクール小学部(以下、本校と称する)の活動を、保護者の立場から支援協働する。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各学年の練習及び試合の運営に係るコーチの補佐業務
- (2) スクール活動の運営支援
  - ・ 夏合宿に同行参加し現地での運営を支援
  - ・ 校費等の入金、諸経費の出金などの会計出納業務
  - ・ 創立記念周年行事の運営業務支援 など
- (3) 保護者による企画運営
  - ・ ラグビー用品リサイクルバザーを開催
  - ・ 餅つきや運動会、卒業式など恒例行事の運営を支援
  - ・ 保護者だより等の発行による会員間の情報共有
  - ・ 子供の成長支援に係る講演会等を企画開催
- (4) その他、スクールと連携した企画等を検討立案

## 第2章 保護者会総会

### (構成)

第4条 本会の保護者会総会(以下、総会と称する)は、本校小学部に在籍するスクール生の保護者をもって構成する。

### (権限)

第5条 総会への報告事項は以下のとおりとする。

- (1) 年間活動の報告
- (2) 各学年の学年保護者代表(役員)の紹介
- (3) 学年保護者代表の互選で選任された会長の紹介

2. 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 保護者会会則の改廃
- (2) 解散

### (開催)

第6条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の期中に開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

(招集)

第7条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第8条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第9条 総会における議決権は、各世帯(保護者)につき1個とする。

(決議)

第10条 総会の決議は、本校小学部の保護者の議決権の過半数を有する保護者が出席し、出席した当該保護者の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、小学部の保護者の過半数を有する保護者が出席し、出席した会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 保護者会則の改変
- (2) 解散

(議事録)

第11条 総会で決議された重要事項について議事録を作成する。

### 第3章 役員

(役員の設定)

第12条 保護者による活動を円滑に運営するために、各学年の役員として学年保護者代表を置く。

(役員を選任)

第13条 各学年の保護者から推薦された役員は、チーフコーチによる選任を経て本校の幹部会で承認され、校長から委嘱される。

(役員の職務)

第14条 役員は、各学年においてコーチと保護者の円滑な連携体制を築く。

- (1) チーフコーチの補佐
  - (2) 各学年の保護者の取りまとめ
  - (3) その他スクール活動への参画及び支援
2. 役員は、学年保護者代表会議(以下、役員会と称する)へ出席し職務を執行する。

(会長の設置及び選出)

第15条 各学年の役員を統括する会長を置く。

会長は役員会において、役員の間選により選出する。原則として6年生の学年保護者代表が会長に就任する。

(会長の職務)

第16条 会長は、次の職務を執行する。

- (1) 保護者会
- (2) 総会の招集及び運営
- (3) 役員会の招集及び運営
- (4) 保護者による行事企画の立案及び運営

## 第4章 役員会

(構成)

第17条 全学年の役員をもって構成する役員会を置く。

(職務)

第18条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 年間活動計画の企画検討/立案し、保護者会総会に報告
- (2) 年間活動実績を保護者会総会に報告
- (3) 会長の選任
- (4) 本校への提案、提言の検討及び保護者会の運営に必要な事項の検討

(開催)

第19条 役員会は、原則、毎月1回以上開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 役員会は、会長が招集する。

(議長)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第22条 役員会における議決権は、各学年の役員につき1個とする。

(決議)

第23条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。

(議事録)

第24条 役員会の議事については、議事録を作成する。

## 第5章 補 則

(細則)

第25条 この保護者会会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

## 第6章 附 則

(施行)

第26条 本会則は、総会で基本方針の承認を得た後、役員会において所定の手続きを完了した日から施行する。

(準拠)

第27条 この保護者会会則に規定のない事項は、本法定款及び本校運営規則に準拠する。

1. この会則は、2022年12月1日より施行する。

## 校費等の振り込み方法について

2023年4月22日  
麻生ラグビースクール

### 1. 校費（1ヶ月1,800円）

- ・校費は原則として、1年分（4月～翌年3月までの21,600円）の前納をお願いしています。（新規入校者は3による。尚、退校時は翌月以降の校費は返金します。）
- ・振り込みは総会後4月18日～4月30日の間にお願いします。  
また、3月中に次年度分の振り込みは会計処理上できるだけ避けて下さい。

### 2. 合宿費

- ・金額等は後日、夏合宿の案内にて連絡いたしますが、会計処理上、校費とは別の振込用紙（ATM手続き）で振り込みをお願いします。

### 3. 入校されたとき

- ・入校金1,000円と校費（入校月の翌月～翌年3月までの分）を入校した翌月末までに振り込みをお願いします。10月入校の場合は11月～3月まで
- ・入校金は、ご兄弟姉妹で入校される場合は、1人分のみ必要で、他のご兄弟姉妹分は免除となります。また、ご兄弟姉妹がすでに在籍中の場合、後から入校されるお子様の入校金は免除となります。間違ってお入金された場合は、返金させていただきます。

### 4. 退校されるとき

- ・退校する場合は、担当チーフコーチ宛てに退校届（書式は自由、メールでも可）に退校理由といつから退校するかまた校費の返金方法を確実に連絡して下さい。  
退校の翌月以降の校費からスポーツ安全保険費とJRFU登録費を差し引いた金額を返金いたします。（金融機関への振込の場合はその手数料も含まれます）

### 5. 振り込み先とお願い

- ・校費、合宿費、ともに下記の口座にお振り込みください。

横浜銀行 新百合ヶ丘支店 店番号830 普通 口座番号：6181467 受取人：社）麻生ラグビースクール フリガナ：シヤ）アサオラグビースクール
---

- ・ご依頼人は保護者名＋学年＋入校費と校費9か月を記入ください。  
合宿費等は内訳として3泊4日分などを必ずご記入ください。  
特に電信振替の場合は住所非通知でも、**送金人に必要事項を入力**してください。
- ・ATMや通信欄のない振込み用紙で振込する場合、振込依頼人名（保護者）の後に学年と振込み内容の記入をお願いします。  
(例)「アサオタロウ イチネン コウヒ」  
「アサオタロウ イチネン コウヒ ニュウコウヒ」
- ・ご兄弟姉妹で在籍の場合は一つの用紙（一度のATM手続き）で振り込んでいただいて構いませんが、上記内容を明確に記入（入力）してください。
- ・受領証（振込控）は、年度内は必ず保管をお願いします。  
振り込み内容の確認等のため、会計よりご連絡させていただく場合がございます。

以上

# 振込記入例

601000

(年) 月 日

**横浜銀行宛**  
**振込依頼書**  
(兼 預金払戻請求書)

---

**横浜銀行**

支店名 **新百合ヶ丘** 支店

▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)

お振込先 **アサオ タロウ**

お受取人 **麻生アサオ**

おなまえ(漢字) **麻生太郎**

日中のご連絡先 **1年入校費と授業料**

---

預金種目 **普通** (当座 | 貯蓄 | その他)

口座番号 **6181467**

振込金額 **440,660** 円

振込手数料 (消費税込) **440** 円

右づめでご記入ください

金額の欄部に $\circ$ マークをご記入ください

振込手数料 (消費税込) **440** 円

3万円未満440円 | 3万円以上660円 | その他

---

おなまえ(漢字) **麻生太郎**

日中のご連絡先 **1年入校費と授業料**

店番 **普通** 当座 貯蓄 口座番号

おなまえ (ご依頼人と同一の場合、おなまえの記入は不要です)  
(法人等の場合は社名のほか、代表者の氏名・氏名も必要です)

お引当金額 (いずれかに $\checkmark$ 印をご記入ください)  
 振込金額と手数料の合計  振込金額のみ

---

横浜銀行

6010-0 (2-1) 2020.02(2020.02) S

モード種類		現金・振替	
振込	出納金庫	振込	振替
振替	出納連携	振込	振替

保存期間：完了した日の属する授業期末日の翌日から10日

振込規定を承認のうえ振込を依頼します。お振込資金等を当座勘定から払い戻しする場合は、お取引店に限りお取り扱ひし、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出を省略します。●金額：お受取人名を訂正する場合は新用紙にお書き直しください。

32



### 日大稲城グランド送迎上の注意事項

日大稲城グランド使用時の送迎、駐車等に関する注意事項をご連絡いたします。

日大稲城グランド正門と学生寮入口からの入場は不可です。

クランド横の日大学生寮裏側の駐車場入口からの入場をお願いします。

#### 1. 駐車場への入庫時刻

駐車場の利用時間外の使用はできませんので、利用時間を厳守願います。

グランドの地図は、下記 URL からご入手いただくか、次頁の案内図をご参照ください。

<https://mapfan.com/map/routes/search?c=35.614253115050246,139.4811359935709,17&s=std,pc,ja>

東京都稲城市坂浜 19-1382-1 日本大学稲城総合グランド ラグビー場

#### 2. お子様の送迎

すべての送迎は、学生寮入口側でお願いいたします。

グランド正門での送迎は禁止です。また学生寮裏側の駐車場入口付近での送迎もご遠慮下さい。

#### 3. 駐車場の使用制限

駐車場の駐車は荷物搬送車など事前許可申請した車のみです。

駐車証などを車のフロントに掲示してご使用をお願いいたします。

#### 4. その他

荷物は、各学年のブルーシートの上にまとめて置くようにしてください。

ゴミは必ずお持ち帰り願います。

トイレはグランド奥のサブグランド横のスキー・スケート部寮 1 階にあります。

原則、9 時からの使用となりますので、その前には使用できない場合がありますのでご注意ください。

トイレ等施設の使用については、管理者にご迷惑をかけることのないようご配慮願います。

グランド内にはハイヒールなどでは入らないようにお願いします。

またグランド内での飲食は禁止です。

グランド脇の山はクロスカントリーコースになっていますので、学生が使用していない場合に限り  
スクール生とコーチは練習で入る場合がありますが、保護者・子供は入らないようにお願いします。

素晴らしい人工芝のグランドを今後もお借りすることが出来るよう、上記の使用注意事項の遵守をよろしく  
お願いいたします。

以上



# スポーツ安全保険®のあらまし

## 団体活動のための補償制度

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動などを行う4名以上のアマチュアのクラブ・サークル・グループがご加入いただけます。

令和5年度  
(2023年度)

保険期間  
令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで



**スポあんネット**

インターネットでかんたん加入

3つの補償が皆様の活動をサポート



**傷害保険**

傷害による入・通院、手術、  
後遺障害、死亡を補償

※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



**賠償責任保険**

対人・対物事故により負った  
法律上の損害賠償責任を補償



**突然死  
葬祭費用保険**

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)  
に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



# 1 加入区分・掛金・補償額

2 P.2.P.3とを  
3 合わせてご覧ください。

● 団体活動を行う4名以上の方々がご加入ください。

団体の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとに ご選択ください。	スポーツ 活動	文化 活動等	危険度の 高い スポーツ 活動
子ども (中学生以下) ※特別支援学校等部の生徒を含む	A1	○	○	×
	C 64歳以下	○	○	×
大人 (高校生以上)	B 65歳以上	○	○	×
	A2 A2区分は65歳 以上の方も 加入できます。	×	○	×
全年齢	D	○	○	○
子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒を含む	AW	○	○	×
大人 (高校生以上)	CW 64歳以下	○	○	×
	BW 65歳以上	○	○	×

補償対象となる団体活動(学校管理下を除く)

スポーツ活動  
文化活動  
ボランティア活動  
地域活動

スポーツ活動  
(指導・審判を含む)  
64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。  
年齢の判断は、「令和5年4月1日」を基準とします。

文化活動  
ボランティア活動  
地域活動  
準備・片付け・応援・団体の送迎  
※送迎中の自動車事故については、  
賠償責任保険の対象となります。

危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)

A1区分の補償となる団体活動に加え、  
個人活動も対象

C区分の補償となる団体活動に加え、  
個人活動も対象

B区分の補償となる団体活動に加え、  
個人活動も対象

⚠️ 64歳以下はCW区分、65歳以上はBW区分と  
なります。  
年齢の判断は、「令和5年4月1日」を基準とします。

● スポーツ活動とは、次の活動を言います。

- 運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を促すためにされるもの(例: 各種の個人・団体スポーツ活動はB区分での加入となります)
- 各種団体操、太極拳、ヨガなどのフィットネス、バJJ、同級遊り、よさこい、よさこい、サーラン、バドミントン、カヌー、カヌー、カヌー、カヌー
- ツォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ● 運動会、球技大会など
- A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象とはなりません。

⚠️ 全ての加入区分におけるご注意

この保険は同一団体の1口しか加入できません。● 複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。● 年度途中での加入区分の変更はできません。

中途加入・中途退団の場合  
でも年間掛金を適用します。

傷害保険	賠償責任保険	賠償責任保険 支払限度額 (先着金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
死亡	後遺障害 (等級)	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 3,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 4,500万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 2,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 900万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 3,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 2,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 750万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 3,100万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 150万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 3,150万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 150万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 700万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 100万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 1,050万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 100万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 1,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)
死亡	死亡	死亡の日からその日を始めて180日以内 入院 1日目から5日 日額 180日限度 引き上げました 5,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)

■ 危険度の高いスポーツ活動とは、次の活動を言います。

- 山岳登山(注1) ● アメリカンフットボール ● ボクシング ● リーグジュ、スケルトン ● スカダイビング
- 航空機(プロパイダー)および飛行機(旅客)の操縦 ● 超距離走力(注2) ● ハンダグライダー(注3) ● ジャイロプレーンの搭乗
- その他これらに類するスポーツ活動

注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングを除く。注2) 特殊な技術と経験を要するもの(具体的には、ピッチル、アビエ、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)

注3) ハンダグライダー、マイクログライダー、マイクログライダー、ウルトラグライダー、ウルトラグライダー等のハンググライダー等のハンググライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

# 2 加入対象・補償範囲・補償期間など

## ■加入対象となる団体

スポーツ安全保険には

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う  
4名以上のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。



ご加入いただける団体の例:

スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、  
企業・大学・地域のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、  
ボランティア団体、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、PTAなど。



家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。  
(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

## ■補償対象となる事故の範囲



■加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。

**団体での活動中** : **団体の管理下**における**団体活動中**(注1)の事故

**往復中** : **団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅**(注1)との通常の経路往復中の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.6 **各種解説②③**をご覧ください。



■**学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校**および  
児童福祉法に基づく**保育所**(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の  
事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

■次にあげるものは「**団体の管理下における団体活動**」とはならず**対象外**

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.6 **各種解説②**の要件を満たさない場合  
(例1)ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合  
(例2)自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合

## ■補償期間

掛金の支払日が令和5年3月31日以前の場合  
**令和5年4月1日午前0時から**

掛金の支払日が令和5年4月1日以降の場合  
**掛金の支払日の翌日午前0時から**

**令和6年3月31日  
午後12時まで**

※4月1日以降の追加加入手続きで、大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす場合、団体への入会手続き完了時から補償開始となります。

## ■その他

**加入人数**

令和5年度の初回加入時には**4名以上**のご加入が必要です。  
(追加加入の際には、1名からでもお手続きができます。)

**中途加入  
中途脱退**

途中で団員が増えた場合には、追加加入する団員のみを記入・入力の上、お手続きください。  
**中途加入をする場合でも年間掛金が適用されます。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻はありません。**  
(加入後の加入者の入替はできません。)

**証拠書類**

この保険契約の保険証券は保険契約者である(公財)スポーツ安全協会に対して発行されており、  
各団体・被保険者に対して保険証券は発行されません。**必要に応じてPCでスポあんネットにログインの上、  
加入手続履歴にて印刷可能な団員名簿および領収書を印刷してください。これらが加入者証の代わりとなります。**

**団体情報の変更**

加入手続後に団体情報(団体名、代表者、事務担当者情報)の変更があった場合には変更手続きが必要です。  
スポあんネットにログイン後、「各種変更」よりお手続きください。



1 被保険者とは

当保険において補償を受けることが... 当保険者は加入手続を行った際に...

2 団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動... 日時・場所、内容等、団体が定めた活動計画に...



※台帳などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります... 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て...

1 保険金が支払われない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害... (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯り運転...

(4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊により生じた損害... (5) 被保険者の占有を認めない教育施設または被保険者の占有を認めない施設に起因する損害...

(6) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (7) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(9) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (10) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(11) 次のような事由により生じた突然死... (12) 補償期間外に発生した事故 など

(13) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (14) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(15) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (16) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(17) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (18) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(19) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (20) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(21) 次のような事由により生じた突然死... (22) 補償期間外に発生した事故 など

(23) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (24) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(25) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (26) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(27) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (28) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(29) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (30) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

2 支払われる保険金

(1) 事故の日から30日以内の日を... (2) 入院・手術・通院療養費のお支払いは原則として...

(3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が... (4) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(5) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (6) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(7) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(9) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (10) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(11) 次のような事由により生じた突然死... (12) 補償期間外に発生した事故 など

(13) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (14) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(15) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (16) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(17) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (18) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(19) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (20) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(21) 次のような事由により生じた突然死... (22) 補償期間外に発生した事故 など

(23) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (24) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(25) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (26) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(27) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (28) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

3 支払われる事故

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所管する業務に起因して、他人にケガをさせたり、他人に損害を負った場合... (1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に接触...

(2) 子どもが池や川で海水浴をしている間に、子どもが溺れた場合... (3) 同乗者のケガ... (4) 同乗者のケガ... (5) 同乗者のケガ...

(6) 同乗者のケガ... (7) 同乗者のケガ... (8) 同乗者のケガ... (9) 同乗者のケガ...

(10) 同乗者のケガ... (11) 同乗者のケガ... (12) 同乗者のケガ... (13) 同乗者のケガ...

(14) 同乗者のケガ... (15) 同乗者のケガ... (16) 同乗者のケガ... (17) 同乗者のケガ...

(18) 同乗者のケガ... (19) 同乗者のケガ... (20) 同乗者のケガ... (21) 同乗者のケガ...

(22) 同乗者のケガ... (23) 同乗者のケガ... (24) 同乗者のケガ... (25) 同乗者のケガ...

(26) 同乗者のケガ... (27) 同乗者のケガ... (28) 同乗者のケガ... (29) 同乗者のケガ...

(30) 同乗者のケガ... (31) 同乗者のケガ... (32) 同乗者のケガ... (33) 同乗者のケガ...

(34) 同乗者のケガ... (35) 同乗者のケガ... (36) 同乗者のケガ... (37) 同乗者のケガ...

(38) 同乗者のケガ... (39) 同乗者のケガ... (40) 同乗者のケガ... (41) 同乗者のケガ...

(42) 同乗者のケガ... (43) 同乗者のケガ... (44) 同乗者のケガ... (45) 同乗者のケガ...

(46) 同乗者のケガ... (47) 同乗者のケガ... (48) 同乗者のケガ... (49) 同乗者のケガ...

(50) 同乗者のケガ... (51) 同乗者のケガ... (52) 同乗者のケガ... (53) 同乗者のケガ...

4 賠償責任保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所管する業務に起因して、他人にケガをさせた場合... (1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に接触...

(2) 子どもが池や川で海水浴をしている間に、子どもが溺れた場合... (3) 同乗者のケガ... (4) 同乗者のケガ...

(5) 同乗者のケガ... (6) 同乗者のケガ... (7) 同乗者のケガ... (8) 同乗者のケガ...

(9) 同乗者のケガ... (10) 同乗者のケガ... (11) 同乗者のケガ... (12) 同乗者のケガ...

(13) 同乗者のケガ... (14) 同乗者のケガ... (15) 同乗者のケガ... (16) 同乗者のケガ...

(17) 同乗者のケガ... (18) 同乗者のケガ... (19) 同乗者のケガ... (20) 同乗者のケガ...

(21) 同乗者のケガ... (22) 同乗者のケガ... (23) 同乗者のケガ... (24) 同乗者のケガ...

(25) 同乗者のケガ... (26) 同乗者のケガ... (27) 同乗者のケガ... (28) 同乗者のケガ...

(29) 同乗者のケガ... (30) 同乗者のケガ... (31) 同乗者のケガ... (32) 同乗者のケガ...

(33) 同乗者のケガ... (34) 同乗者のケガ... (35) 同乗者のケガ... (36) 同乗者のケガ...

(37) 同乗者のケガ... (38) 同乗者のケガ... (39) 同乗者のケガ... (40) 同乗者のケガ...

(41) 同乗者のケガ... (42) 同乗者のケガ... (43) 同乗者のケガ... (44) 同乗者のケガ...

(45) 同乗者のケガ... (46) 同乗者のケガ... (47) 同乗者のケガ... (48) 同乗者のケガ...

(49) 同乗者のケガ... (50) 同乗者のケガ... (51) 同乗者のケガ... (52) 同乗者のケガ...

5 突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に突然死(※)した場合は、被保険者の親族が葬祭費用を負担したと認められる場合... (1) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(2) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (3) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(4) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (5) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(6) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (7) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (9) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(10) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (11) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(12) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (13) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(14) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (15) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(16) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (17) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(18) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (19) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(20) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (21) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(22) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (23) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(24) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (25) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...

(26) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること... (27) 被保険者が、団体活動を行い、または指導すること...



# 重要事項説明書

## 制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「(公財) スポーツ安全協会ホームページ」に掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については(公財) スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

## 制度概要の説明

- 1. 制度の仕組み:** スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険からなります。
- 2. 契約者:** スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会に加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として、同協会が取りまとめる機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(令和5年4月予定。以下同様)との間に一括契約をしております。
- 3. 補償期間:** 令和5年4月1日午前0時から令和6年3月31日午後12時まで。ただし、令和5年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は令和6年3月31日午後12時までです。
- 4. 引受条件:**
  - ① 加入対象者: 4名以上の社会教育関係団体
  - ② 補償額、掛金: 加入区分・掛金・補償額をご覧ください。
  - ③ 被保険者: 加入依頼手続きを行った際に提出をした団員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。前記の続柄は損害の原因となった事故発生時の時におけるものとします。
- 5. 補償の内容:** 日本国内において被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中および団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。ただし、学校および保育所の管理下を除きます。詳細は「**返金される保険金・保険金が支払われない主な場合**」をご覧ください。
  - ① 傷害保険: 急激で偶発的な外傷により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)に起因する死亡、後遺障害、入院、手術、通院
  - ② 賠償責任保険: 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
  - ③ 突然死葬祭費用保険: 急性心不全、脳内出血などによる、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合  
※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。
- 6. 満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金:** この制度には、満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金はありません。

## 注意喚起情報

- 1. 補償の重複に関するご注意:** 賠償責任の補償は、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(特約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、当保険への加入可否をご検討ください。他の保険契約のみとする場合、次の点にご注意ください。
  - ① 将来、そのご契約を解約したときには、特約を含めて補償がなくなります。
  - ② 同居から別居への変更等により補償がなくなることがあります。
- 2. 加入に関する注意事項:**
  - (1) ご加入時における注意事項  
団員名簿に必要な事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しくご記載・ご入力いただく必要があります。また、加入区分誤り、掛金の不足等がありますと、保険金が支払われないことがあります。
  - (2) ご加入後における留意事項  
団体名、代表者情報の変更があった場合は、スポあんネットの「各種変更」メニューにて変更してください。
  - (3) 次回更新加入のお引受け  
保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただいておりますので予めご了承ください。
- 3. 補償開始期:**  
令和5年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、令和5年4月1日午前0時から。令和5年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。
- 4. 保険金をお支払いできない主な場合:** 学校および保育所の管理下で行われる活動は補償対象となりません。傷害保険、賠償責任保険および突然死葬祭費用保険のその他の主な免責事由は、「**返金される保険金・保険金が支払われない主な場合**」をご覧ください。
- 5. 保険金のご請求・お支払いについて:** 事故が発生した場合の手続き等についてはスポあんネットの「**事故通知**」もしくはP. 8の事故時のご連絡先までお問い合わせください。保険金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被保険者が保険金を請求できず、かつ、代理人がない場合は、被保険者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として、保険金を請求できる場合があります。詳細は、「**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」記載のお問い合わせ先**」もしくはP. 8の事故時のご連絡先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。(上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。)賠償責任保

- 険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。そのため、被保険者が賠償責任保険金(費用保険金を除く。)をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。
- 6. 共同保険について:** この保険契約は、損害保険会社8社による共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。共同引受保険会社および引受割合については東京海上日動までご連絡ください。
  - 7. 被保険者破綻時の取扱い:** 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。詳細については引受保険会社は保険金の支払等に関するお問い合わせください。
  - 8. 個人情報の取扱いについて:** (公財) スポーツ安全協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社8社の幹事会社である東京海上日動に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付帯するサービスの実施等に利用します。なお、当協会における個人情報の保護方針等については「(公財) スポーツ安全協会ホームページ」、幹事会社における個人情報の取扱い方針等については「東京海上日動のホームページ」をご覧ください。
  - 9. 被保険者からの申し出による加入取り消し:** 被保険者からの申し出により、被保険者ご自身の加入を取り消すことができる場合があります。詳細については東京海上日動までご連絡ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。
  - 10. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について:**
    - ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
    - 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
      - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
      - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
    - 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
      - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
      - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
      - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

## ●東京海上日動火災保険株式会社

ご加入および保険に関するご意見・ご相談  
東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 公務第二部 文教公務室  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
☎ 0120-233-801

事故のご連絡・ご相談は、**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」**もしくは本あらましP. 8 事故時のご連絡先記載のお問合わせ先にて承ります。  
【受付時間: 9:00~17:00(土・日・祝日もお休みです。)]

## ●(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。( <https://www.sonpo.or.jp/> )

☎ 0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間: 平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)]

## ●ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度にご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご入力、ご記載いただいていること等を確認させていただくものです。お手数ですが、下記事項について、再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、(公財) スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

1. 当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。
  - ① 保険金のお支払事由
  - ② お支払いする保険金の種類・補償金額
  - ③ 補償期間
  - ④ 掛金
2. 団員名簿の加入区分、氏名、性別、年齢が正しくご入力、ご記入されているかご確認ください。
3. 重要事項説明書(制度概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

この保険の詳細は、スポーツ安全協会ホームページに掲載されている保険約款および特約書によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、(公財) スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。また、団体構成員の皆様へ「スポーツ安全保険のしおり」等を配布し、本保険について周知いただくようお願いいたします。当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中担保)・突然死葬祭費用担保特約)付帯普通傷害保険(学校管理下外担保)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

# 4 各種お手続き・お問い合わせ先

1 加入手続き インターネット(スポあんネット)から受付けております。

スポあんネット

検索

「スポあんネット」URL <https://www.sportsanzen.org/spoannet/>



## STEP1 IDを取得

「スポあんネット」を利用するための会員登録を行い、会員IDを取得。

※昨年度「スポあんネット」でご加入の場合は、昨年度加入時の会員IDを使用できます。



## STEP2 名簿作成・登録

「スポあんネット」にログインをし、団体員名簿を作成のうえ、掛金の支払い方法を選択。



## STEP3 支払い

選択した方法で支払期限内に掛金およびシステム利用料を支払う。

※コンビニエンスストアまたはPay-easyでのお支払いとなります。



## 加入のお問い合わせ先

スポーツ安全協会コンタクトセンター  
平日 9:30~17:00

「スポあんネット」のご利用ガイド、よくあるご質問等をご確認ください

〔固定電話〕(一部IP電話を除く。)



0570-087109

各都道府県支部は令和5年3月31日をもって廃止いたします。

〔携帯電話等〕

03-5510-0033

## 2 事故通知・保険金請求手続き

### ケガをされたとき



スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無

※事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。

※入院保険請求額の合計が30万円以下の場合、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

### 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき



速やかに電話で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物損(※1)の程度など

(※1)物損については、状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。

※示談交渉は被保険者(加害者)に行っていただけます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

### 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき



スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)



事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

## 事故のご連絡先

東京海上日動  
平日  
9:00~17:00

北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-027 / 011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	東海	岐阜 愛知 三重 東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-057 / 052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-037 / 022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	北陸 近畿	富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-067 / 06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
関東 東信 越	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-047 / 03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	中国 四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-085 / 082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
東海	静岡 東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-059 / 054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄 東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-095 / 092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

## 3 資料請求

各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページ または お電話(☎0120-222-410\*)で受付けております。\*平日 9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。



## 公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階  
URL: <https://www.sportsanzen.org>

(共同引受保険会社(令和5年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

## 幹事保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
担当課: 公務第二部 文教公務室 ☎0120-233-801